

「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場の開催について

1. 趣旨

社会保障国民会議の「中間とりまとめ（令和８年７月２９日）」及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針（令和８年８月５日閣議決定）」を踏まえ、「給付付き税額控除」に関する国と地方の具体的な役割分担や、「所得に連動したきめ細かな給付」の具体的な事務執行の在り方等に関し、国と地方の協議の場を開催する。

2. 構成員

政府側：全世代型社会保障改革担当大臣
関係省庁副大臣・政務官
(総務省、財務省、厚生労働省、こども家庭庁、デジタル庁)

地方団体側：【全国知事会】

会長	阿部守一	長野県知事
地方税財政常任委員会副委員長	村岡嗣政	山口県知事

【全国市長会】

会長	松井一實	広島市長
都市税制調査委員会委員長	富田成輝	岐阜県可児市長
財政委員会委員長	中野正康	愛知県一宮市長
社会文教委員会委員長	都竹淳也	岐阜県飛騨市長

【全国町村会】

会長	棚野孝夫	北海道白糠町長
行政委員会委員長	美浦喜明	福岡県水巻町長
財政委員会委員長	中島 栄	茨城県美浦村長

3. その他

- (１) 協議の場の庶務は、総務省、財務省、厚生労働省、こども家庭庁、デジタル庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- (２) 前項に定めるもののほか、協議の場の運営に関する事項その他必要な事項は、協議の場で決定する。